

令和6年2月1日採用予定

会津若松市 任期付職員 採用候補者試験

受 験 案 内

この試験で募集する任期付職員とは、会津若松市一般職の任期付職員の採用等に関する条例に基づき採用される任用期間の定めのある職員のことです。

1 第一次試験日：令和6年1月5日（金）

申込受付期間：令和5年12月7日（木）～12月25日（月）

※ 受付は8時30分から17時15分まで行います。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

※ 郵送による申込は、12月25日（月）当日必着とします。

2 所属、業務内容、勤務形態、採用人数、任期、受験資格等

(1) 所属、業務内容、勤務形態、採用人数、受験資格

所属	業務内容	勤務形態	採用人数	受験資格
こども保育課 （中央保育所）	保育所給食調理業務	週4日 （週31時間）	1人	調理師資格取得者、取得見込者、 または、学校・病院・保育所等で 給食業務等に従事した経験がある 者

(2) 任期

令和6年2月1日～令和7年3月31日

(3) 勤務時間

原則、下表の第四勤務と第七勤務の時間帯となりますが、行事等でそれ以外の勤務時間帯になる場合があります。

勤務の区分		勤務時間
月曜日から 土曜日まで	第一勤務	午前7時から午後3時45分まで
	第二勤務	午前7時15分から午後4時まで
	第三勤務	午前7時30分から午後4時15分まで
	第四勤務	午前7時45分から午後4時30分まで
	第五勤務	午前8時から午後4時45分まで
	第六勤務	午前8時15分から午後5時まで
	第七勤務	午前8時30分から午後5時15分まで
	第八勤務	午前9時から午後5時45分まで
	第九勤務	午前9時15分から午後6時まで
	第十勤務	午前9時30分から午後6時15分まで
	第十一勤務	午前10時15分から午後7時まで
	第十二勤務	午前10時30分から午後7時15分まで

(4) 受験資格は前頁記載事項のほか、次のいずれかに該当する人

- ①日本国籍を有する者
- ②出入国管理及び難民認定法別表2に掲げる在留資格をもって在留する者
- ③日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(5) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②会津若松市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(6) その他

- ①原則、任用期間中に配属先の変更は行われませんが、組織の改編があった場合等には配属先が変更となる場合もあります。
- ②原則、任用期間の終了とともに退職となりますが、業務の状況によっては任期の延長（通算5年が限度）をお願いする場合もあります。
- ③この試験で、任期付職員に採用されても、会津若松市職員（任期の定めのない職員）採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。
- ④これまで本市で任期付職員として勤務した経験がある方や、既に勤務している方も受験できます。

3 給与

給料	153,360円 ※所定の要件を満たしている場合は176,000円
	人事院勧告等により給与改定が行われる場合があります。
諸手当	期末・勤勉手当、通勤手当、時間外勤務手当 等 (注) 扶養、住居、退職手当等の支給はありません。
昇給	なし
休日	日曜日及び4週間ごとの期間につき市長の定める4日、国民の祝日、 年末年始(12/29~1/3)
休憩	勤務時間の途中において所属長が定める60分間の時間
休暇等	年次有給休暇 年間16日付与 特別休暇・介護休暇 等
福利 厚生等	共済保険、厚生年金、雇用保険
	公務上の災害は、地方公務員災害補償法により補償されます。
その他	信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、営利企業等の従事制限等の地方公務員法の規定の適用を受けます。また、分限及び懲戒についても同様です。

※ 所定の要件とは、採用された方が、本市の任期付職員として、通算して5年以上の同職種の勤務経験があり、かつ、その勤務経験において、人事評価による勤務成績が良好だった場合です。

4 試験の方法及び内容

試験種目	内容
作文試験	文章による表現力、構成力等についての記述試験
個別面接試験	人物を総合的に評価する試験

5 試験期日、試験会場及び合格発表

期日・時間	試験会場	合格発表
令和6年1月5日(金)	会津若松市役所追手町第二庁舎 大会議室	1月中旬 (予定)
受付 14:20~14:35	会津若松市追手町2番41号	
作文試験 14:45~15:45		
個別面接試験 16:00~		

- ※ 受験票、マスク、筆記用具を持参してください。
- ※ 遅刻した場合は、特別の事情がない限り、試験開始後の受験を認めません。
- ※ 試験会場は、禁煙です。

6 受験申込方法

- (1) 「受験申込書」及び「受験票」に必要事項を記入して、会津若松市役所総務部人事課に提出してください。
 - (2) 郵便により受験申込をする場合は、封筒の表に「採用試験（任期付職員）申込」と朱書きし、「受験申込書」、「受験票」及び「84円切手を貼った返信先明記の長形3号の封筒」を同封の上、会津若松市役所総務部人事課あてに送付してください。
 - (3) 会津若松市のウェブサイトからも直接、受験の申し込みができます。詳細はウェブサイト <https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/> をご覧ください。
- ※ 受験票を受領後、最近3ヶ月以内に撮影した本人の写真1枚（上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm）を所定の場所に貼って、試験の当日必ず持参してください。受験票がない場合又は受験票に写真が貼っていない場合は受験できません。

7 合格者の採用

合格者は、成績順に採用候補者名簿に登載され、令和6年2月1日以降採用されます。なお、受験資格を欠くことが明らかになった場合（欠格事項に該当することになった場合など）は、採用されません。また、採用候補者名簿の有効期限は1年間です。

8 その他

- (1) 本試験は、市民の方々の貴重な税金を使って実施します。試験を申し込まれた方は、必ず受験されるようお願いいたします。
- (2) 申込時等に提出された書類は、一切返却いたしません。
- (3) その他、不明な点は会津若松市役所総務部人事課に問い合わせてください。

9 新型コロナウイルス感染症対策に対する対応

新型コロナウイルス感染症対策として、受験者の皆様が安全に、安心して受験できる環境を整備する観点から、以下の事項についてご理解ください。

- (1) 新型コロナウイルス感染症など（学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症）に罹患し治癒していない方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えていただくようお願いいたします。
- (2) 試験当日に発熱やその他症例により感染症の罹患の懸念がある場合には、別室で受験をお願いする場合があります。
- (3) 受験日当日は、マスクを持参し、試験中は着用をお願いいたします。ただし、受付時には本人確認を行うため、一時的にマスクを外していただきます。マスクを用意できない方は、会津若松市役所総務部人事課に事前にご相談ください。
- (4) 試験中において係員が適宜、窓やドアを開け換気を実施します。寒暖の差に対応できるような服装にて受験してください。
- (5) 試験中は、咳エチケットの遵守とこまめな手洗いの実施をお願いします。なお、試験会場には手指消毒用のアルコールを設置しますので、適宜使用してください。

会津若松市役所総務部人事課人事グループ
(追手町第二庁舎2階)

〒965-0873 会津若松市追手町 2番41号

TEL 0242 (39) 1213

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2013060600019/>

